

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	差額補填資金
法人名	社団法人 国際農林業協力・交流協会
基金額（国庫補助金等相当額）	36,131百万円（34,628百万円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	緊急食糧支援事業による、外国への政府米貸付け償還時の価格差補てん

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	（行政改革推進本部決定の措置内容等を記載。） 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	【終了する時期を設定しない場合】 食糧支援の実施時に被援助国と締結する契約内容は、被援助国の事情等により異なることから、あらかじめ終期（償還期限）の設定をすることはできない。
次回の見直し時期	次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	大規模かつ国際的な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため実施する。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	算出した保有割合は、0.2であった。 算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業費 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成17年度末の基金額：36,131百万円 事業費：事業終了までに要する事業費：177,245百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・無 【有の場合】該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載） （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）
その他	

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。